

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月9日（金曜日）
午前9時30分～午後4時37分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員
有 道 典 広 委 員
5. 出席したこと務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長
前 野 兼 治 建 設 経 済 部 建 設 課 長

午前9時30分開会

委員長（南口彰夫君） おはようございます。若干遅れましたが、只今より下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催を致します。開催にあたりお手元に資料が配付されております。先日委員会で確認をしたものを、秋山議長を通じて村田市長に対して、以下の内容で資料の提出を求めました。結果として2枚目にあります、始末書の供覧、これ上に市長以下印鑑が押してあると思うんですが、供覧の資料として、今日配付されています。ただ供覧で公文章になっていますが、この同じ下のほうの丸い印鑑で、平成23年3月11日付となっています。ただこの提出日が23年3月7日ということではありますが、本来ならこの7日付で詫言状という形式的なものが出されたのですが、担当部のほうで、建設部のほうでその詫言状と始末書の違いというのは、公共事業と業者との関係の言葉の解釈で意味が大きく違うということで、詫言状は受け取れないと、ということで始末書に替えて、工事の事故が発生した経緯をきちんと報告しろという形で、始末書という形式をとらせたため、3月7日の提出が実際に3月11日に訂正をされて持って来られたので、3月11日となったということに経過がなっていると、ということですので、それを前提に委員会の皆さんにはご理解をいただいて、執行部の説明を求めたいと思います。若干遅れましたが前後になってしまいました。今日この天気で事情により、欠席は村上議員が既にこの12月議会は病気欠席届が出ています。それと有道議員が除斥という形で欠席をされています。後の方が5人ほど、この天気では若干遅れるという連絡が入っていますので、ご報告をしておきたいと思います。ということで、執行部のほうに資料の説明を求めたいと思いますが、よろしいですか。はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 平成23年9月13日開催の当委員会で、私が発言しましたことに関する資料についてご説明をします。私のその時の発言は、今回の事件において、行政が業者に対してどういう対応をしたかの質問に対するものでした。その発言を繰り返すようになりますが、事件発覚の当日であります3月4日に工事現場の巡回のため、担当職員と2人で下領北団地解体工事の現場に行きました。現地において、仮囲いを設置しないまま取り壊し作業を行っていることを確認したため、その作業を即中止させ、また仮囲い設置が完了するまで、取り壊し作業を再開しないことを指示しました。その日のうちに今回のその不祥事を重く認識をしまし

て、業者にその事件の事実関係の報告として、始末書を求めました。それにより業者より3月7日に詫び状が提出されました。先程委員長の説明にもございましたが、公的なものとして認められにくいということで、始末書とすることを再度求めました。それにより皆様のお手元にございます通り、業者より平成23年3月7日付けで、始末書が提出されました。受付は先程のこともございますが、23年3月11日でございます。以上で始末書の経緯に当たる説明とさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） それではですね、先の委員会で発言として出ているのは、この始末書と先程言われた詫び状の違いがどうなのかということが1点と、それから、これは副市長のほうになるだろうかと思うんですが、始末書をもって行政の処分が終わったのかどうか、この2点について、一言でよろしいですから説明をしていただければと。はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 只今委員長のほうから発言がありましたが、まず詫び状と始末書の違い。先程の伊藤部長のほうが、詫び状では受け取りにくいということで委員長も言われましたが、これインターネットで調べたものですが、詫び状とは相手に迷惑をかけた場合にその相手側に謝罪の心を伝え、信頼関係を回復させるために書くものということです。また始末書はビジネスにおいて、不祥事を起こした時にその事実を簡潔に記してお詫びし、2度と不始末を起こさないことを誓ういわば公的な詫び状ということで認識をしておりますので、先程伊藤部長が言ったように、詫び状では受け取れないということで、始末書に書き換えていただいたということです。それともう一点始末書が受理されて、今お手元にありますように、供覧に付して市長まで上がっております。これはだから公的な文書ということですが、ただあの発注者として指名審査会等がありますが、それではこの始末書によって、じゃあそれで済んだのかということでございますが、発注者としては今この100条委員会等もありますので、経緯を見守るということで、指名審査会のほうは、何ら決定までには至っておりません。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、それでは委員の皆さんに只今の資料の提出と合わせ、先日意見がありましたので、これに関して説明を求めますので、委員の皆さんのほうからご意見があれば、挙手をもってお願いをしたいと思います。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 2点ばかりお伺いをします。まず一つはですね、今この始末

書が、7日に出されて11日に受理をされたということで、私どもがいただいている工程表は当初から出されて、2日以降準備工とか仮設工とかが行われるようになっておるわけですが、実質的にこの始末書が出された後工事が再開されたのはいつなのか。それともう1点ですねこの詫び状、今、副市長のほうから、一応この詫び状が、どういうふうなその、何と言いますか、扱いをされたのかっていうふうなことです。もう一つよく解らないんですが、要するに発注者と受注者がおられて、その今回の工事においてですね、不祥事が発覚をしたと。しかしながら、そのまま受注関係は存続をするということで、中間的に最終的、不祥事はあったものの、工事を最後までやらせるために、その事件までのいきさつ等それに対する中間的な区切りを付けるために一応業者側から、始末書を取ったということなんでしょうか。もう一つですから最終的にですね、大事だとは思いますが、この本件に関しては、何ら行政処分的なことは終わっていないというふうに解釈でいいんでしょうか。この2件。

委員長（南口彰夫君） 最後のこの行政処分は終わっていないということで解釈をしてでいいのかというやつを、もう少し詳しく説明をして下さい。林副市長。

副市長（林 繁美君） 最後の質問の行政処分のことですが、先程申し上げましたように、発注者としての指名審査会において決定は致しておりません。この100条委員会の経緯等も参考にしながら決めたいということで、今止まっている状態でございます。後の詫び状等の取扱いについては担当部長のほうから。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 最初のその後の工事の経緯ということで、当初3月1日に契約をしまして、2、3、4で仮囲いをして、最終の4日目から取り壊しの作業をするということになっておりましたが、4日に発覚したということで、直ちに取り壊し作業を中断させまして、安全処置をさせまして、7日の月曜、5、6、が土日なわけですが、7日の月曜から7、8、9の3日間で仮囲いを確実にやっていただきました。その確認をしたのち、7、8、9で完全に出来た後に、10日から取り壊し作業を始めたということになります。よって、詫び状、先程言いました通り、7日に出て事実関係の認識は詫び状でも確認が出来ました。しかしながら、先程言った説明で始末書に取り替えさせていただいたということで、11日にいただいたわけですが、作業に対する認識は伝わったということで、まずは現場の安全

を第一にということで、7日から仮囲い作業を再開させたということです。先程副市長のほうからも言いましたとおり、処分については当然すんでいないということで、仮囲いをしたのち中断するということが難しいということもございますし、始末書の内容を見ましても再発の防止にも努めるということで、一応のことがございました。処分はさておきまして、工事については工期等もございます。その辺で予定の工期とおりに終わったという経過になっております。以上でございます。

委員長（南口彰夫君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今の説明ですが、その一つ7日の日にですね詫び状が提出をされた。この詫び状では不十分であるから、公的な拘束力といいますか、そういう効力のある始末書を出していただきたいということで、業者にその指示をした。しかし詫び状でもその内容についてはですね、十分その何といいますか、業者側の意図は汲み取れたので、7日から工事を再開させたということではないでしょうか。それとこのもう一つですね、この詫び状の中、いや詫び状じゃない、始末書ですね、その内容なんですね。全体としては確かお詫びを申し上げますと最後に結んであります。ただ、例えば3行目、今回当該工事を当社が受注させていただきましたが、当初設計金額等を鑑みて、工期は来年度繰越工事と勝手な解釈をし、悠長に構えておりましたが、落札後に当該年度中に完成を予定した工事であると指摘をされ、工程を急遽組み直し、3月3日に工事に取り掛かりました。このことですよ。その内容受注者の方が素直に書かれたんだろうというふうに思うんですが、この辺の受注された方の、認識、非常に不見識だというふうに思うんですが。大体その市の公共工事、いろいろな契約に当たって遵守事項等もずっとあるようでございますが、その年度末に近いということもあるのかもしれませんが、こういうふうな認識で公共工事っていうのは発注なり受注がいつもされているものなのかどうかだけ、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

委員長（南口彰夫君） 只今の安富委員の質問に答えるのと合わせてですね。始末書の全文を読みますので、詫び状を私どもは持っていないので、どこか文章が大きく違うなら違うかを確認を取りたいと思います。始末書も読まさせていただきます。始末書、美祢市長村田弘司様、この度、当社受注の下領北団地解体（2工区）工事について、市に対しまして、大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今回、当該工事を当社が受注させていただきましたが、当初設計金額

等を鑑みて、工期は来年度繰越工事と勝手な解釈をし、悠長に構えておりましたが、落札後に当該年度中に完成を予定した工事である指摘をされ、工程を急遽組み直し、3月3日に工事に取り掛かりました。今回の問題点と指摘されました仮設工における仮囲につきましては、最短納期を図るため急遽交渉開始し、その資材が3月7日に搬入が決まりました。当社としても少しでも工期の短縮を図るため、隣近所に迷惑を及ぼさない住宅内部での作業と限定して、事前に住居内のゴミ等の撤去を開始しました。しかしながら、当社内での打ち合わせの不備と協力会社への指導不足により、その作業を超えて一部が建具解体作業等となる外部にも広がりました。そのため市には大変ご迷惑をかけることとなってしまいました。ここに始末書を提出しお詫び申し上げます。今回市の指導を受けまして、当社としては下記の通り改善をし、安全と工期の遵守を図りながら、万全を尽くして臨む所存です。記、

- 1、社員及び協力会社社員に対して、再度安全衛生会議を行い現場への入場者教育を徹底し安全に努めます。
- 2、社員及び協力会社社員に対して、「報告・連絡・相談」等の指揮系統を再確認し、打ち合わせ不備の無いよう徹底します。
- 3、仮囲いを早急に設置し、安全に作業を行えることを確認して解体作業を開始します。

平成23年3月7日、株式会社ユウエイ代表取締役有道典広。ということで、23年3月11日付で受け付けているというのが始末書なんですね。もう一度確認を致しますが、その詫び状というものとその中身が大きく異なる点が有りますか。はい、伊藤建設経済部長

建設経済部長（伊藤康文君） 詫び状と始末書の違いを言いましたが、先程始末書では、ここに始末書を提出し、お詫び申し上げますという文章がございましたが、その文面が詫び状では、ここに陳謝しお詫び申し上げます、その違い以外は文章的にはございません。

委員長（南口彰夫君） はい、わかりました。その上で先程の安富委員の質問に整理をして教えてください。はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 安富委員が言われました、始末書の前文の業者の認識については、私のほうとしても、全く認識が全然なっていないということが私のほうでもわかります。それと発注につきましては、事前に現場説明書で工期的なものは明確にしております。この流れを言いますと、この工事の資料配付等につきましては、2月10日に配付し、その中に工期、内容等も当然出ております。それで

ここの工事の場合は、低入札ということでくじ引き等になった関係で、若干の日数等は生じておりますが、その現場説明書のとおりであるということは当たり前のことであり、この始末書にある前文については業者さんの勝手な認識というふうに思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。安富委員。

委員（安富法明君） 勝手な、何と言いますか、認識って言いますか、思いこみっていうのはこの始末書にも書いてあるからわかるんですが、私がお聞きしたいのは、市が発注する公共工事において、こういうふうな認識をされたっていうことが常識的なのか、非常識なのか、要するに、その辺をお聞きしたいんです。全体にですね、市の発注する公共工事がこういう認識でひょっとしたらされているんじゃないかと。あるいはこれはとんでもない話ですよと、まあ例えば、なのか。ここら辺を市がどのように認識をされているかということなんですよ。そういうことです。一言でいいです。もう一度お聞きします。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 23年、22年と災害が大変ございました。その辺の発注とも合いまいながら、先程申しました23年2月10日にその辺の資料配付ということで、繰り越しになるんじゃないかなろうかという想像をされるというのは、私のほうも想定が出来んとは言いませんが、基本的に先程言いましたとおり、現場説明書に明確に謳い、作業的にも無理のない工期というふうに認識をしております。現実問題完成もしたわけでございますし、その辺そういうふうに思っています。従いまして、非常識というふうに言わざるを得ないということに思っております。

委員長（南口彰夫君） よろしいですか。そのほか委員の皆さんのご意見。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 先程、100条委員会が設置されたから、行政処分はまだ保留になっているというふうなおっしゃいましたが、もし発注者としての指名審査会で行政処分をされるとした場合、どの程度の処分になるんでしょうか。（発言する者あり）今までの例はありませんか。

委員長（南口彰夫君） 山中委員、先程副市長が2度にわたって答えられちるのは、指名審査会で処分をするにしても、100条委員会の経過を見たとえと、言

われているので、今の質問は、別にそういう疑問なり質問があることは、別に良いんですが、執行部に答えさせることはできんじゃないかと思う。答えがあくまでこの経過を見てということだったので、まだ経過中なので。よろしいですか。ほかに。竹岡委員。

議員（竹岡昌治君） ちょっと2、3点お聞きしたいんですが。まずこの100条委員会のやり方について、何度か私も申し上げたと思うんですが、本日も有道委員は、さっき委員長が開会后直ちに4、5名の方が天候の状態でおっしゃったんですね。遅れると。一人の方は、病気ということで欠席と。肝心要の有道委員がなぜ出席をされていないのか。その辺の経緯がまず1点。これは委員長にお聞きしたいと思います。それから次にですね、今回のこの始末書ですか。読まさせていただきました。一番気になっているのは、その前文で部長が申されたように業者の勘違いということだろうと思うんですが、現場代理人の方がですね、どのような認識をされていたのか。おそらく契約をされたときに、十分にその契約時点では現場代理人の届出人はあったんだろうと思うんですが、どういう認識をされていたのか。それからもう一つは、現場代理人が、岩本由香さんだったかいいね。だったと思うんですが、周南営業所の方というふうにお聞きしております。この方が周南の営業所長であるのかどうか、これを一点確認したい。それからもう一つはですね、主任技術者、主任技術者の方がですね、どのような資格があって、どのような資格が必要なのか。この3点をお聞きしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） まず1点目の有道委員の出席なんですが、先日、説明しましたように、法律に基づいて除斥という処置があるんですね。除斥というのは地方自治法117条の、議長及び議員の除斥と。普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。この解釈に基づいて、有道委員のほうは、多少私とのほうで議論はあったのですが、これまで何度か委員会開会と同時に除斥という措置がなされているので、その除斥ということであれば、その趣旨に沿って欠席をさせていただきたいという意見が寄せられています。じゃけえ、みやすい言い方をすりゃあ、ここに来て、議事が始まると同時に、始まる前に除斥

を願って、除斥っていうのはあくまで控室で待機していただくと。というのはなぜかと言えば、ただし、議会の同意があった時は、会議に出席し発言をすることが出来ると、こうなっていますので、今後必要であれば議会の方で出席を求めるし、本人の要望があれば、発言の許可をすることが出来ると、いうこと以外は、まあ本人の先程の始末書の辺で勝手な解釈ということもありますが、自らが除斥の判断をなされたと解釈をしております。委員会もそういうことなんです。よろしいですか。疑問は残るけど。今の有道委員の点だけです。

議員（竹岡昌治君） いや、よろしいですかって言われたらちと困るんですが。では今も除斥というのは続いているわけですか。ちょっとお聞きしたいんですが、委員会ごとに、きょう例えばやる場合に除斥をされるのか、それともいったん除斥と言ったら、復席を求めるまでは、ずっとこの委員会はずね、極端なことを言ったら3月まで、復席を求めなかったら、じゃあ彼は出ることが出来ない。こういうことですか。

委員長（南口彰夫君） あのですね、何度か地方自治法117条の規定により、有道委員の除斥に基づく退席を求めているんですね。残念ながらこれは、まああの私の不手際となればそうなるんですけど、有道委員のその都度ですね復席を、委員会の閉会直前に復席を求めているんです。だから何度か出席をされて、（発言する者あり）除斥を一度だけ求めて、一旦閉会直前に、復席を求めている。ということで、あくまでも除斥が続いているという解釈で欠席をされていると、きょうは。自らが。さっき地方自治法の何かあったように、直接、今度は身内の件じゃのうて当事者ですからね。当事者ですから、本人が発言を求めない以上は除斥が続いているという本人の解釈もあるんですいね。じゃから、除斥になるものなら、出てすぐ除斥ということなら、欠席をしても同じじゃないかと。はい、という解釈がなされていると。

議員（竹岡昌治君） あの今委員長が言われたようにですね。せっかく出てきても除斥になるから同じじゃないかと。そう解釈をされていると。それはもう私ちょっとね、議員の資質の問題だと思うんですよね。あのやっぱりルールはルールなんですから、出席をされて委員長が除斥をされるかされないかはその次の話。じゃから復席を求めているって言うんなら、きょう復席を宣言していただきたいと思うんです。その上で出てきて、彼が言いたいことがあれば、言えるチャンスも作って

あげないと。委員長がきょう除斥してくれと言うなら、待機をしなければいけないですね。自宅に待機じゃないですよ。いつでも委員会が呼んだ時に来れるような状態が除斥ですから。欠席ということとは違うと思います。この辺の経緯は多少ですね、いろいろなご努力をされたということは聞いてはおりますけど、こんなね、質の悪いといえますか、やり方は私は無いと思います。この辺を正しておいていただきたいと思うんですが、如何ですか。

委員長（南口彰夫君） はい、私は残念ながら竹岡議員とは意見が異なります。率直に、別に有道委員の肩を持つわけではないですが、少なくともいくら出席を求めても、除斥が必要であるかどうかは、もう議論をするまもなく当時の社長ですからね。社長として自らここで発言を求める以外は、また、委員会としても一度も発言は求めていないですよ。その都度来られてそれで直ちに除斥と。しかも委員会が終わるまでずっと待機しろといった点で、その後何度か、確かに病院に治療に行かれたことも事実であろうと思うんですね。そういった経過の中で、まだ委員会として、有道委員に何らかの発言や何らかのものを求めてはいないんです。ですから、先の委員会で市役所のほうの監督職員と株式会社ユウエイ産業の監督職員並びに技術職員を参考人として出席を求めるという議論のほうが先になっているんですが、必要であれば、当然、有道委員に何らかのそういう発言を求めるということであれば、出席をとということで、私個人からすれば本人が自らの自ら除斥という判断も含めて、なされたことについて委員会として何らかの統一した対応ということであれば、先程竹岡議員が言われたように、出席、復席ですね、復席を求めると、いうその都度の確認を怠っていたというのは私の責任ですから。その辺で有道議員に今後再度、復席と合わせて出席を求めるように要請を正式にしたいと思います。何か意見があったら言ってください。はい、安富委員。

議員（安富法明君） 関連して思うことなんですが、例えばですね、私だけが思うのかもしれませんが、場合によってはこの100条の質疑の中、あるいは経緯の中で、今委員長が言われましたように、この書類を見させていただくと、有道委員は代表取締役社長さんなんですよ。それで市との請負工事をされている。で、不祥事が起こっているわけです。で、これ議員の方おそらく全員をご存知だと思うんですが、自治法上の市との請負契約の問題とか、公職選挙法上の問題とか、兼職禁止。まあ何と言いますかね、請負契約者の場合なんですよ。ですからこうい

うことも場合によってはお聞きをしたいなと私は思っているんですよ。個人的には、でも出席は全然ないわけですよ。そのこの100条で当該事件にかかわる内容いかんによっては、ということですけどもね。ですから、常に欠席というのは私にはありえんと思うんですよ。その辺のことも踏まえて、やはり委員長ご配慮をお願いしたい。

委員長（南口彰夫君） はい、わかりました。ただ安富委員、今初めて有道委員から、当時の、当時というか、株式会社ユウエイの事故が発覚した時の代表取締役だと。それで有道委員は議員を兼ねていると。まあおそらく兼職の問題を言われたから地方自治法の92条のことも触れられたんだと思いますが、有道委員にそういう質問を求めることがありうるんだという委員の意見は、今回が初めてなんですね。今まで一度も出ていないですよ。有道委員に発言を求めるということがありうるというのは。ですから、有道委員がそうであるし、私も来られた時に除斥で退席を願うということはしても、何度か皆さんもご存知のように控室で待機をされていたことも事実なんですね。その中で来ても直ちに除斥で終わるまで待ちよって、それでご苦労さんということで帰っていただくと。という所で若干曖昧な所もあったのは事実です。ただし、今後有道委員に意見を求めることが必要だということであれば、その旨を含めて有道委員の復席なり出席を求めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）2番目と3番目の問題については、委員会運営にかかわる非常に重要な問題だと思います。なぜならば、そうした経過を含めて、すでに前回の前々回の委員会で、3名の出席要請をするということの確認をしておりますので、それとも関わってくるので、その案件については、この委員会運営を含めてですね、議長のほうに会派代表者会議等の開催を求めたうえで、その意見を受けて取り扱いたいと思いますが、よろしいですか。はい、竹岡委員。

議員（竹岡昌治君） いやあのやっぱしですね、この委員会が最終目標といいますか目的。再発防止をまずどうしたらいいのかというのが最大の争点だろうと思うんですね。再発防止をするためには何が原因だったのかと。仮囲いがなくて工事にかかられたというのは。ですからそれを調査するのが、この委員会だろうと私は認識してます。間違ったら委員長指摘して下さい。それからしますと一番大事なポイントになろうと思うんですね。工程表もちゃんと出てる。契約もちゃんとされてる。議員の皆さん方の中からは、監督責任の職員が張り付くべきだという意見もあ

りますが、今何百と災害の出た工事に対して、職員それに張り付くことは不可能です。そのために契約があり工程表があり、そしてきちんとやってるかどうかということをチェックしてるわけですから、それを現実としてできなかったというのは何が原因であろうかということになると、どうしてもですね代表者若しくは、代表者は当然資格があるんですが、現場代理人の方にしても周南の方なんですよね。周南営業所の方が、じゃあその期間びっしり来ておられたかどうか。部長の答弁の中に3月4日はいらっしゃらなかったという答弁はありました。おられれば安全会議も毎日にやるというふうになってるわけですから、当然こんな問題は起きてないだろうと。そうすると、やっぱり現場代理人の方が周南から毎日こっちに来られたかどうかは、大きなポイントになると思うんです。それ来ておられればこういう問題は起きなかったかもしれないし、その辺が原因ならば、今後現場代理人の方の勤務状況を、やはり市としてもきちっとチェックして行くような機能もたざるを得ないと、私はそういうふうに思って質問させて頂いたんですが、この委員会じゃなくて会派代表者会議でもやると、ちょっとおかしな気もするんですが、その辺の委員会運営は委員長にお任せしたいと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） もう一度ご説明をいたします。既に前々回の委員会で市の職員1名と株式会社ユウエイの職員2名の参考人として出席をして頂くと。そのために、出席をして頂くために何を質問するかというのが前回の委員会で、そのためには山中委員が求められたその伊藤部長の発言に基づいて資料の提出をお願いすると。その資料の提出が何を質問するかということで、非常に重要な内容になってくるという西岡委員の提案を受けて、きょうは少なくとも質問に係わる重要な内容なので、資料の提出と併わせて説明を求めるということで、きょうの委員会の趣旨ですので、更に具体的な内容については、この3名の方々が同時に出席をして頂いて、この場で等しく質問等それぞれの内容で説明をして頂ければ、竹岡委員の言われる疑問も含めて事実関係がその全容がほぼ解明できるのではないかという結論でありますので、その結論の方向に沿って委員会の進行を進めて行きたいということ、それを逆戻りするような発言は、もう時期が時期ですので、粛々と進めていきたいということによろしいでしょうか。ということで、何故議長を通じて会派代表者会議をお願いをしたいかといえぱですね、当初、3人の方それぞれは皆んな市の職員も市長から委任を受けた代理人なんです。それからユウエイのほうも現場代

理人と主任技術者と、特に現場代理人は社長代理に当たるとお聞きしているので、一つはその後当然この100条委員会をおそらくMYT等を通じて見られて、副市長を通じて美祢市の監督職員で技師の出席を求められるのであれば、直接監督職員の任命権者である村田市長が直々に出て、私が自ら説明に当たりたいという意見がその後要望が上げられています。ということになれば、市長が直接任命権者としての含めて責任を持ってここに出席をするということであれば、一旦そのことについては当初にない案件なので、そのことをもう一度きちんと議長を通じて、会派代表者等に正式に図って、皆さんで協議して頂きたいという時間を取りたいと思いますが如何ですか。ということはどういうことかと言えば、議長にその旨を正式に要望するというので、休憩を取りたいということになります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは、新しい事態なので、そういうことも含めて暫時休憩をいたします。

午前10時20分休憩

午後4時20分再開

委員長（南口彰夫君） 委員会を開催するに当たり、大中、山本、原田委員のほうから病院へ行きたい旨の届け出があり、退席をされています。それでは引き続き下領北団地（2工区）工事請負に関する調査特別委員会を開催いたします。これまでの経過をまず説明したいと思います。お手元に4ページにわたる資料が添付されていると思います。この説明をいたしますが、あくまでも説明が終わったら、あこのファイルのほうに職員が添付いたしますので、ご了解願いたいと思います。説明が終わったらね。この最初に、当初この休憩に入る前にご報告したように、今までは市の監督職員並びに株式会社ユウエイのほうの監督職員、技術職員のそれぞれの参考人についての出席を議論して参りました。しかしながらその後、美祢市村田市長より美祢市長が選任した職員の出席ということになるならば、任命しました市長自らが出席をして、説明を求められれば答えたいという旨の要請がありましたので、それを受けて皆さんにご提案をしたいと思います。直接美祢市長が出席をして、質問に関して答弁をするということですので、出席を参考人として出席を求めるものを、村田美祢市長と合わせ株式会社ユウエイ有道委員のそれぞれの関係者に

出席を求めたいということをご提案をしたいと思います。これに関して直接的に現場の管理者ということですのでそれぞれが、美祢市長が任命した代理人なり職員、株式会社ユウエイの取締役社長が当時、任命した監督・技術職員、それぞれを参考人ということではいきましたが、先程述べたように美祢市長のほうの要請を受けて、それぞれの代表者に参考人として出席を求めるということに、具体的な提案としてさせていただきたいということで、既にお手元に秋山議長に対して、この委員会としてこういう書式で参考人ということになれば、出席を求める者の氏名及び住所、それから2番目に関する事件の内容、3、説明を求める事項として、下領北団地（2工区）工事請負に関する事項、その他委員会の審査過程において求めること。4番目、出席を求める日時、場所は予備日で取ってある平成23年12月13日、火曜日、午前9時30分より同この議場においてということで、その3番目にある説明を求める事項は、3ページ目のところにそれぞれの会派より持ち寄りました参考人への質問事項ということで、取りあえず整理をさせていただきました。左側が株式会社ユウエイに対する質問事項、右側が美祢市に対する質問事項となっております。1ページ目と2ページ目があります。しかしながらこのことをですね、更に重複しているか、若しくは類似しているものを整理をしたらという意見もございましたが、これを取りまとめるということについては、短時間では非常に難しいので、できれば開会される日までに整理がつく部分であれば、それぞれ出された方が異なりますので、調整がつけば質問事項をコンパクトに、正・副委員長、正・副議長で相談しながら纏める努力はしたいと思っております。以上の提案について、ご意見ご質問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今、委員長言われましたが、これ質問事項ですが、言われるとおり各会派がそれぞれ思いを書いて出したものがそのまま書いてあるようですが、重複する質問事項に関しては、今言われたように整理をされて、なるべくお答えになるほうも誠意を持ってお答えされるんでしょうから、そういうふうな対応ができるように取り計らいをしていただいたほうが良いと思います。お任せをします。

委員長（南口彰夫君） ほかにこの件に関しまして。ただですね、質問事項というものがそれぞれ会派を通じて委員さんの皆さんからあがってる内容なので、正・副委員長なり正・副議長で取り纏めても、例えばこちら側の人の意見とこちら側の意

見こうやったら、こねいなったから、こっちはちょっと言葉尻も趣旨もニュアンスが違うけど、これ纏めてこうなりましたというので、同意が得られることが前提になるだろうと思うんですね。同意が得られない場合は、もう当初どおり最大限誤解がないように、この内容で参考人にお知らせすると。だからコンパクトに纏められたものなら、こことここをこういう趣旨に纏めたので、それに沿って質問と答弁を用意していただきたいという調整は、できる限り努力をしたいと思います。でも多少時間がかかって、今までの経緯を含めて、できる限り意見を寄せたものを集約するというものが結構大変なので、特に質問者の真意が全て反映されるとは限られませんので、努力目標、努力事項として受け止めさせていただきたいと。調整が失敗すれば、それ以上あえて、なぜならば、あくまでも参考人招致をする時に、説明を求める事項ということを確認しなければなりませんので、そうすると委員から寄せられたものを、目一杯表現をすることのほうが第一義的に適切なんではないかということもご理解して頂きたいと思います。それでなければ、もう一度ほかにご意見はありませんか。ご意見がなければ、先程述べた参考人の出席要求書ということで、お手元にあります内容で、1、2、3、4ページありますが、一つは株式会社ユウエイ有道典広及び関係者というのと、それから美祢市長村田弘司及び関係職員という形で、参考人の出席要請をきょう付けをもってしたいと思いますが、ご意見はありませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 私たちの友有善会としては、一応始末書で事件の顛末を掌握することができるので、あえて参考人の出席を求めることについては同意できせんと、こういうことを確認したいと思います。

委員長（南口彰夫君） そのほか委員の皆さん。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 私はユウエイの方もこういう場でちゃんと言いたいということもあると思いますので、是非出てきて言って頂きたいと思います。

委員長（南口彰夫君） じゃあ出席を求める必要がないというご意見と出席を求める必要があるというご意見で、挙手を求めたいと思います。提案書のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（南口彰夫君） 賛成多数なので、原案のとおりそれぞれに、株式会社ユウエイ有道典広氏と美祢市長村田弘司に対して、関係職員の同席を求めて出席要請を

行いたいと思います。ということなので質問事項については、（発言する者あり）最初に申したように、これをそのままファイルでまだ正式に決裁を上にもわして載せますので、これをそのままファイルに納めて頂きたいと思います。ほかになければ、これをもって本日の。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 老婆心ながらお伺いをするわけですが、今までなかなかご出席が頂けなかったという事態がございますよね。私とすれば今三好委員も非常に良いことを言われました。かかる実態、こういうふうな事件について、やはりきちんと公の場で自分たちの主張をされることが、私は一番良い方法だろうというふうに思っておりますが、もしこれでも来て頂けない、参考人ですからね、ご出席を頂けないというふうなことで、再度この委員会が開けないというふうな状況になった時は、委員長どうされるんでしょうか。

委員長（南口彰夫君） あのですね、先程委員会で参考人を招致するというところで採決頂きましたので、直ちにその旨を議長のほうに書類として提出をいたします。それでその上で、同時にきょう出席をされていない委員さんに対しては、郵便物をもってお知らせをするようになると思います。それは何かと言ったら、当初議会運営委員会で含め議会のスケジュールで、100条委員会がきょうと月曜日、火曜日が予備日になっていきますので、議員は議長並びに委員会の委員長の招集に応じなければならない責任と義務があると思います。但し、有道委員の場合は、除斥という、最初冒頭のところで述べたように除斥という措置がなされておりますので、除斥ということに関する解釈が、委員会の委員長の私も含めて委員会と、当事者の有道委員の解釈は相当ずれがあるということでもありますので、この委員会が閉会后、実務的な手続きが整い次第、正・副委員長と事務局の職員を伴って、通常議員は会議規則の中に定めてありますように通常寝起きする所定の場所にお届けをして、出席要請をしたいと思っております。ですから、善意を前提に信じるものは救われると私はそう思って、案内に行きたいと思っております。以上です。よろしいですか。（発言する者あり）はい、安富委員。

委員（安富法明君） それは良く分かるんですよ。今までも出席がしてもらえなかったわけですよ。そういったふうな事実もあります。参考人招致ですから、出席をいたしませんというふうな判断もあるうかと思うんですよ。その時は、委員長どういうふうにあと進められる予定でございますかということ聞いておるんです。

委員長（南口彰夫君） お答えいたします。私は同僚議員として、少なくとも5年間同僚議員としてお付き合いをしております。先程述べたように、善意できちんと出席のお願いに行きたいと。お互い信じるものは救われるということを前提に、必ず出席をしてもらえらるということをお願いに行くわけですから、欠席をされた場合のどうこうというような悪いことを想定したことについては、今の段階では考えられません。以上です。13日の話なんですから、13日の9時30分に、こちらは執行部側、こちらは業者側のきちんとした出席があるということを信じて、委員会の運営にあたりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは先程確認した内容で直ちに議長に申し出、所定の手続きに入りたいと思いますので、これをもって散会いたします。以上です。

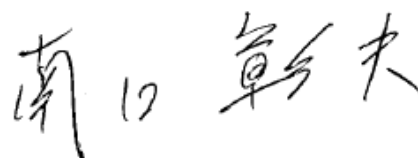
午後4時37分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月9日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

Handwritten signature of Naoka Akifumi in black ink.